

平成23年3月30日号 No.3

## 中小企業基盤整備機構よりお知らせ

中小機構では平成23年東北地方太平洋沖地震で被災された方を対象に以下等の緊急対策を実施しているようです。小規模企業共済制度及び倒産防止共済制度に関する各種相談については、平成23年4月4日(月曜)からフリーダイヤルによる対応がございませう。

【連絡先】 **フリーダイヤル「0120-557266」**

【開設時間】月曜日～土曜日 午前9時～午後6時まで (日曜日及び祝祭日を除く)

### 当面の緊急対策について

#### 小規模企業共済制度

##### ○傷病災害時貸付

本震災による被害のため、経営の安定に支障が出た場合に、納付した掛け金合計額の範囲内で事業資金を貸付

【被災した小規模企業共済契約者に対する「傷病災害時貸付け」の貸付条件の緩和】

※事業所や重要な資産の損壊や流失等、**直接被害**に遭われたご契約者さまが対象となります。

(間接被害の方については、従来の傷病災害時貸付けが適用となります。)

(1) 貸付金利の無利子化; **0.9% → 無利子**

(2) 貸付限度額の引き上げ; **1,000万円 → 2,000万円**

※ 但し、**納付済掛金の合計額の7割から9割の範囲内**。

(3) 償還期間の延長及び据置期間を設定;

1) **償還期間を1年延長**

(i) 貸付額500万円以下の場合、**3年 → 4年**

(ii) 貸付額505万円以上の場合、**5年 → 6年**

2) 据置期間を設定

(i) なし → **12ヶ月**

##### ○掛金納付期限の延長と契約者貸付の償還期間の延長

被災共済契約者に対し、**掛金の納付期限を当面6カ月延長**するとともに、契約者貸付の償還期間を当面12カ月延長することとし、延長期間に係る延滞利子を免除

また、被災共済契約者の共済金の支払いを円滑にするため、手続きを迅速化

#### 倒産防止共済制度

##### ○掛金の納付期限の延長と貸付金の償還期限の延長

被災共済契約者に対し、**掛金の納付期限について当面6カ月延長**するとともに、貸付金の償還期限について当面6カ月延長することとし、延長期間に係る延滞利子を免除

※納付の延長をご希望される方は、基本的にお電話にて受付となります。フリーダイヤルまたは03-3433-8811(代表)へご連絡して下さい。

独立行政法人中小企業基盤整備機構 <http://www.smrj.go.jp/>

税理士榎山直樹事務所 <http://www.narayama.com/>